



News Release

平成 27 年 9 月 24 日

各 位

大阪府中央区瓦屋町3丁目6番13号
株式会社サイネックス
代表取締役社長 村田吉優
(東証第二部 コード番号 2376)
問い合わせ先
執行役員経営企画担当 鈴木 健
電話 06 - 6766 - 3333

自己株式の取得および自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 24 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項および当社定款の規定に基づき、自己株式の取得およびその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）をおこなうことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、健全な財務体質の維持・向上をはかりながら、株主のみなさまに安定的な利益配分を年 1 回継続しておこなうことを基本方針としております。また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上をはかるとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

このような状況下、平成 27 年 6 月下旬に、当社の主要株主である筆頭株主の株式会社富士総研（以下「富士総研」といいます。本日現在の保有株式数は 1,619,000 株であり、当社の発行済株式総数 6,470,660 株に対するその保有する割合は 25.02%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じとします。）より、その保有する当社普通株式の一部である 409,000 株（発行済株式総数に対する割合 6.32%）を売却する意向がある旨の連絡を受けました。富士総研は、当社の代表取締役社長である村田吉優氏が代表取締役社長を兼務する創業家の資産管理会社です。なお、当社と富士総研との間に事業上の関係はありません。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性および市場価格に与える影響ならびに当社の財務状況等に鑑み、平成 27 年 7 月上旬より当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

富士総研の意向を踏まえ、当社において検討をおこなった結果、当該株式を自己株式として買い受けることは、当社の連結ベースの1株当たり当期純利益（EPS）の向上や、自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主のみなさまに対する利益還元にも繋がるものと判断いたしました。また、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が平成27年8月11日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成27年6月末現在における当社の連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約3,898百万円であることや、今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローによって更なる積み上げが見込まれることから、かかる自己株式の取得は当社の財務状態に大きな影響を与えるものではなく、当社の財務健全性および安全性は確保されるものと判断いたしました。

上記の要素を総合的に勘案した結果、当社が当該株式を自己株式として買い受けることとし、また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社のおこなう自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによっておこなわれることが多いことを勘案し、基準の明確性および客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主のみなさまの利益を尊重する観点から、資産の社外流失を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントをおこなった価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

そこで当社は、上記の検討内容を踏まえ、「子会社化に関する基本合意」（詳細は平成27年8月7日付公表の「株式会社エルネットの会社分割による新設分割会社の株式取得（子会社化）に関する基本合意書締結のお知らせ」をご参照ください。以下同じです。）を公表した平成27年8月7日以後の市場価格が当社普通株式の適正な価格を反映していると判断し、平成27年9月中旬、富士総研に対して、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部における1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して12%程度のディスカウントをおこなった価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、両社で協議をおこないました（具体的な条件については、後記「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」をご参照ください。）。その結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、富士総研より上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である409,000株（発行済株式総数に対する割合6.32%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を平成27年9月中旬に得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成27年9月24日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項および当社定款の規定に基づき、自己株式の取得をおこなうこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、ならびに本公開買付け価格は本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である平成27年9月24日の前営業日（同年9月18日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値1,110円（円未満四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して12%のディスカウントをおこなった977円（円未満四捨五入）とすることを決議いたしました。

加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性および安定性を考慮した上で、富士総研以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から450,000株（発行済株式総数に対する割合にして6.95%）を上限とすることといたしました。

また、当社の代表取締役社長である村田吉優氏は富士総研の代表取締役社長を兼務しており、また、当社の取締役である濱口護也氏は同氏の近親者が富士総研の役員であり、かつ村田吉優氏の配偶者であることから、本公開買付けに関して特別な利害関係を有するため、当社と富士総研との事前の協議には富士総研の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、かつ、本公開買付けに関する当社の取締役会の審議および決議には参加しておりません。

なお、富士総研より、本公開買付けに応募しない当社普通株式（応募意向のある上記株式が全部買い付けられた場合は、1,210,000株（発行済株式総数に対する割合18.70%））については、今後も継続して保有する見込みである旨の回答を平成27年9月中旬に得ております。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成27年9月24日開示）

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	450,100株（上限）	439,747,700円（上限）

(注1) 発行済株式総数 6,470,660株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 6.96%（小数点以下第三位を四捨五入）

(注3) 取得する期間 平成27年9月25日（金曜日）から平成27年11月30日（月曜日）まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成27年9月24日（木曜日）
② 公開買付開始公告日	平成27年9月25日（金曜日） 電子公告をおこない、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
③ 公開買付届出書提出日	平成27年9月25日（金曜日）
④ 買付け等の期間	平成27年9月25日（金曜日）から 平成27年10月23日（金曜日）まで（20営業日）

(2) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金977円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社のおこなう自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによっておこなわれることが多いことを勘案し、基準の明確性および客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。

また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を

考慮することが望ましいこと等を勘案し、当社が本公開買付けの実施を決定した取締役会の開催日である平成 27 年 9 月 24 日の前営業日（同年 9 月 18 日）の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の 1,055 円、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,110 円、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,295 円を参考にいたしました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主のみなさまの利益を尊重する観点から、資産の社外流失を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントをおこなった価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

当社は、上記の検討内容を踏まえ、「子会社化に関する基本合意」を公表した平成 27 年 8 月 7 日以後の市場価格が当社普通株式の適正な価格を反映していると判断し、平成 27 年 9 月中旬に、富士総研に対して、東京証券取引所市場第二部における 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して 12%程度のディスカウントをおこなった価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、両社で協議をおこないました。その結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、富士総研より上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である 409,000 株（発行済株式総数に対する割合 6.32%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を平成 27 年 9 月中旬に得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成 27 年 9 月 24 日開催の取締役会において、本公開買付価格を、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である平成 27 年 9 月 24 日の前営業日（同年 9 月 18 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値 1,110 円に対して 12%のディスカウントをおこなった 977 円（円未満四捨五入）とすることを決議いたしました。

本公開買付価格である 977 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 27 年 9 月 24 日の前営業日（同年 9 月 18 日）の当社普通株式の終値 1,055 円から 7.39%（小数点以下第三位を四捨五入）、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,110 円から 11.98%（小数点以下第三位を四捨五入）、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,295 円から 24.56%（小数点以下第三位を四捨五入）をそれぞれディスカウントした金額となります。

②算定の経緯

当社は、健全な財務体質の維持・向上をはかりながら、株主のみなさまに安定的な利益配分を年 1 回継続しておこなうことを基本方針にしております。また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上をはかるとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

このような状況下、平成 27 年 6 月下旬に、当社の主要株主である筆頭株主の富士総研より、その保有する当社普通株式の一部である 409,000 株（発行済株式総数に対する割合 6.32%）を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性および市場価格に与える影響ならびに当社の財務状況等に鑑み、平成 27 年 7 月上旬より当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

検討の結果、当該株式を自己株式として買い受けることは、当社の連結ベースの 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や、自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主のみなさまに対する利益還元にも繋がるものと判断いたしました。また、自己株式の具体

的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付け価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社のおこなう自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによっておこなわれることが多いことを勘案し、基準の明確性および客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主のみなさまの利益を尊重する観点から、資産の社外流失を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントをおこなった価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

そこで当社は、上記の検討内容を踏まえ、「子会社化に関する基本合意」を公表した平成 27 年 8 月 7 日以後の市場価格が当社普通株式の適正な価格を反映していると判断し、平成 27 年 9 月中旬、富士総研に対して、東京証券取引所市場第二部における 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して 12%程度のディスカウントをおこなった価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、両社で協議をおこないました。その結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、富士総研より上記条件にてその保有する当社株式の一部である 409,000 株（発行済株式総数に対する割合 6.32%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を平成 27 年 9 月中旬に得られました。

以上の検討および協議を踏まえ、当社は、平成 27 年 9 月 24 日開催の取締役会において、本公開買付け価格を、本公開買付け実施を決議した取締役会開催日の前営業日（平成 27 年 9 月 18 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値 1,110 円に対して 12%のディスカウントをおこなった 977 円（円未満四捨五入）とすることを決定いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	450,000 (株)	— (株)	450,000 (株)

(注 1) 応募株券等の数の合計が買付予定数 (450,000 株) を超えないときは、応募株券等の全部の買付けをおこないます。応募株券等の数の合計が買付予定数 (450,000 株) を超えるときは、その超える部分の全部または一部の買付けはおこなわないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項および発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済をおこないます（各応募株券等の数に 1 単元 (100 株) 未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

(注 2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 発行済株式総数に対する割合 6.95%（小数点以下第三位を四捨五入）

(5) 買付け等に要する資金 462,650,000 円

(注) 買付代金(439,650,000 円)、買付手数料、その他公開買付けに関する新聞公告および公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称および本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

②決済の開始日 平成27年11月19日(木曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にておこない、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※) 税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額(以下「みなし配当の金額」といいます。)は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%(所得税および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。):15.315%、住民税:5%)に相当する金額が源泉徴収されます(非居住者については、住民税は徴収されません。)。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%(所得税および復興特別所得税のみ)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります(国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。)。なお、租税特別措置法第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に 15.315% (所得税および復興特別所得税) を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税および復興特別所得税の軽減または免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

①本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けておこなわれるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックスおよび電話を含みますが、これらに限りません。）を利用しておこなわれるものでもなく、さらに米国の証券取引所施設を通じておこなわれるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、または米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書または関連する買付書類は、米国内においてもしくは米国に向けて、または米国内から、郵送その他の方法によって送付または配布されるものではなく、かかる送付または配布をおこなうことはできません。上記制限に直接または間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明および保証をおこなうことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点および公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、または米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックスおよび電話を含みますが、これらに限りません。）または米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人または受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

②当社は、富士総研から、本公開買付けに対して、保有する当社普通株式の一部である 409,000 株（発行済株式総数に対する割合 6.32%）を応募する旨、また、本公開買付けに応募しない当社普通株式 1,210,000 株（発行済株式総数に対する割合 18.70%）については、本公開買付け終了後も引き続き保有する旨の回答をそれぞれ平成 27 年 9 月中旬に得ております。

(ご参考) 平成 27 年 9 月 24 日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	5,530,924 株
自己株式数	939,736 株

以 上